

本件病院の医師（被控訴人医師を含まない）及び助産師が、同日午後9時28分頃に始まった徐脈について高度遷延一過性徐脈と判断された同日午後9時30分頃に、急速遂娩の実行を決定していれば、脳中枢の障害を示す基線細変動の減少ないし消失の直前か遅くともその直後には、                    を出生させることができたといえるから、                    に本件後遺障害が残らなかった高度の蓋然性が認められる。